

一般社団法人化学繊維技術改善研究委員会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人化学繊維技術改善研究委員会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

2 この法人は、理事の過半数の決定により、必要な地に従たる事務所を設置することができる。
これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、わが国の化学繊維及びその製品の品質等の改善向上を実現するために第4条記載の諸事業を行うことを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 化学繊維及びその製品に関する調査研究並びに情報収集
- 二 化学繊維及びその製品に関する展示会事業
- 三 化学繊維関連技術研究及び研究者に対する補助金の支出
- 四 化学繊維製品に関する消費科学的調査研究及び情報収集
- 五 その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本国内外において行う。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、次の会員を置く。

- 一 正会員 この法人の事業に賛同して入会した法人又は団体
- 二 賛助会員 この法人の事業に賛同してその事業を支援するために入会した法人又は団体

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事の過半数の決定により別に定める入会申込書により申込まなければならない。

2 前項の申込みがあったときは、社員総会において別に定める基準により、社員総会において

その可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

(会費)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は次の会費を支払わなければならない。

- 一 正会員(法人会員) 1事業年度ごとに5万円
- 二 正会員(団体会員) 1事業年度ごとに100万円
- 三 賛助会員 1事業年度ごとに50万円

2 1事業年度の途中からこの法人に入会する場合においても、前項に定める額の会費を支払わなければならない。

3 納入された会費は、いかなる理由があっても返還しない。

(任意退会)

第8条 会員はいつでも退会することができる。但し、その場合においては3カ月以上前に退会の申し入れをしなければならない。

(除名)

第9条 会員に、次のいずれかに該当する行為があったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- 一 この定款その他の規則に違反したとき
- 二 この法人の名誉を毀損し又は目的に反する行為をしたとき
- 三 その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、この法人は当該社員総会の日の1週間前までに当該会員に通知し、かつ当該会員に対し社員総会で意見表明の機会を与えなければならない。

3 理事長は、会員を除名したときは、当該会員に対しその旨を通知しなければならない。

(資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 一 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき
- 二 総正会員が同意したとき
- 三 当該会員が解散したとき

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- 一 入会の基準及び会費の額
- 二 会員の除名
- 三 理事及び監事の選任及び解任
- 四 理事長及び副理事長の選定
- 五 理事及び監事の報酬等の額並びに理事及び監事に対する報酬等の支給の基準
- 六 貸借対照表、正味財産増減計算書及びこれらの附属明細書の承認
- 七 定款の変更
- 八 事業の全部の譲渡
- 九 解散
- 十 その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 13 条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催するほか、臨時社員総会として必要がある場合に開催する。

(招集)

第 14 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事の協議により理事長が招集する。

2 総正会員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、理事長に対して、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

3 社員総会を招集するには、開催日より 1 週間前までに、正会員に対して招集通知を発するものとする。

4 前項に関わらず、社員総会は、正会員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第 15 条 社員総会の議長は、理事長とする。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、当該社員総会に出席した理事の中から、選出するものとする。

(議決権)

第 16 条 社員総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 17 条 社員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行う。

- 一 会員の除名
- 二 監事の解任
- 三 定款の変更

四 解散

五 その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。
- 4 正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を理事長に提出して、代理人によってその議決権を行使することができる。
- 5 第14条第1項に定める社員総会の招集の決定において社員総会に出席しない正会員が書面で議決権を行使することができることを定めたときは、当該正会員は、議決権行使書をもって議決権を行使することができる。当該議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に算入する。

(決議の省略)

第18条 理事又は正会員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- 一 理事 2名以上
- 二 監事 1名以上

- 2 社員総会の決議によって、理事のうち1名を理事長、1名を副理事長とする。
- 3 前項の理事長及び副理事長をもって法人法第91条第1項第1号の代表理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 理事は、法人又は団体たる正会員の役職員の中から選任する。
- 3 監事はこの法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その業務を代行する。

(監事の職務及び権限)

第 23 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第 24 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。また、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。また、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。また、増員された理事の任期は、現任者の残任期間とする。

4 理事又は監事がこの定款に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 25 条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第 26 条 理事及び監事に対しては、社員総会において別に定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事に対しては、費用を弁償することができる。

(責任限定契約)

第 27 条 この法人は、法人法第 115 条第 1 項の規定により、外部理事又は外部監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、同法第 113 条で定める最低責任限度額とする。

第 6 章 会計

(事業年度)

第 28 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 29 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、理事が協議のうえ作成しなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第 30 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事が協議のうえ次の書類を作成し、監事の監査を受け、定時社員総会に提出し、第 1 号から第 2 号の書類につい

てはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- 一 事業報告
- 二 事業報告の附属明細書
- 三 貸借対照表
- 四 正味財産増減計算書
- 五 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第31条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第32条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属等)

第33条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 この法人は、剰余金の分配を行わない。

第8章 公告

(公告)

第34条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第128条第3項の規定により、インターネットによる貸借対照表の開示を行うことができる。

第9章 事務局

(事務局)

第35条 この法人に事務を処理するため事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、理事が協議のうえ任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事の協議により別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項におい

て読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第 28 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は小川恒弘、副理事長は杉原克とする。